

総合事業に係るQ & A

NO	サービス種別等	分類	担当係	意見質問	回答	掲載日
15	ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	他事業を行う場所(特養、接骨院など)であっても、基準緩和型サービスを提供する区画が別であればサービス提供は可能か。	実施するにあたり、区画が別にあること、動線など支障がないことなどを事前に確認した結果、所管する部署の許可が得られれば可能です。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正
16	ミニデイ型通所 運動型通所	実施方法	介護保険課 居宅指定係	接骨院でのサービス提供については、施術室でも可能か？	接骨院で実施する場合、施術室での実施はできません。	平成27年12月8日 平成30年1月29日一部修正 令和5年4月1日一部修正
75	ミニデイ型通所 運動型通所	その他	介護保険課 居宅指定係	施術所で開設する場合に施術室でのサービス提供は認められないとのことだが、どのような場所でサービス提供が認められるか。	一般的には施術所の営業時間外に待合スペースで運動型通所サービス(ミニデイ型通所サービスは不可)を行うことが想定されるが、それ以外にも ・同一フロアの別室 ・同一建物の別フロア ・隣接する建物 のうち、施術所の運営に影響がないと判断された場合には認められる(所管する保健センターに「施術所に係る関係法令確認書」、「平面図」、「主な場所の写真」を添えて持参し、確認を受ける必要がある)。	令和2年4月1日 令和5年4月1日一部修正